

令和5年12月22日
県土整備部建築住宅課

報道機関各位

株式会社クリエイト礼文が供給した建築物における
国土交通大臣認定の仕様への不適合について

標記について、以下のとおり対応を行っていますので、お知らせします。

1 事案概要

令和5年9月12日、株式会社クリエイト礼文（本社、山形市）から、山形県に対し、同社が山形県内で供給した木造建築物の外壁において、国土交通大臣認定の仕様に適合しない施工不備があり、建築基準法の規定に抵触していることが確認されたと報告がありました。山形県が同社に対し必要な調査等を指示した結果、以下の報告がありました。

- ① 同様の不備がある建築物が多数あり、県外にも供給されている可能性があること。
- ② 同社は、外壁に不備の可能性のある建築物について早急に調査を行う方針であること。
- ③ 同社は、調査の結果、外壁の不備が確認された建築物について、必要な改修等を行う方針であること。
- ④ 同社が県外で展開するフランチャイズ事業においても、同様の建築物が供給されている可能性があること。

2 山形県の対応

- (1) 令和5年9月27日に、株式会社クリエイト礼文より報告のあった内容について、国土交通省へ報告を行いました。
- (2) 山形県は、株式会社クリエイト礼文に対し、以下を求めています。
 - ① 所有者等へ丁寧な説明を行うこと
 - ② 調査を早急に行うこと
 - ③ 不備が判明した場合、速やかに改修等を行うこと
 - ④ 調査結果及び改修状況を報告すること
- (3) 今後、調査及び改修の状況について確認を行っていきます。

3 国土交通省の対応（国土交通省における公表）

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000986.html

4 相談窓口（株式会社クリエイト礼文）

電話番号 0120-656-043

受付時間 9:00-17:00（土日祝日、年末年始を除く）

お問い合わせ専用メールアドレス contact@unitehouse.info

（株式会社クリエイト礼文における公表）

https://createlemon.jp/news/4_tk6GjD

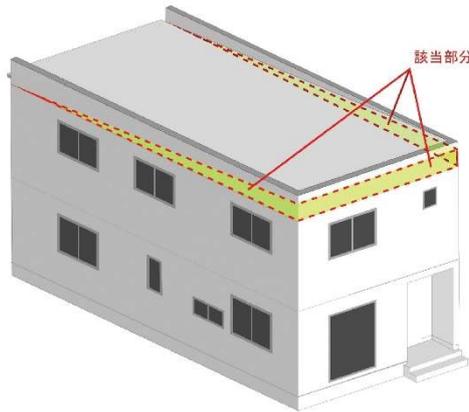
（問合せ先）建築住宅課 建築住宅課長 佐藤
電話 023-630-2642
報道監 県土整備部次長 森谷

【用途別棟数】

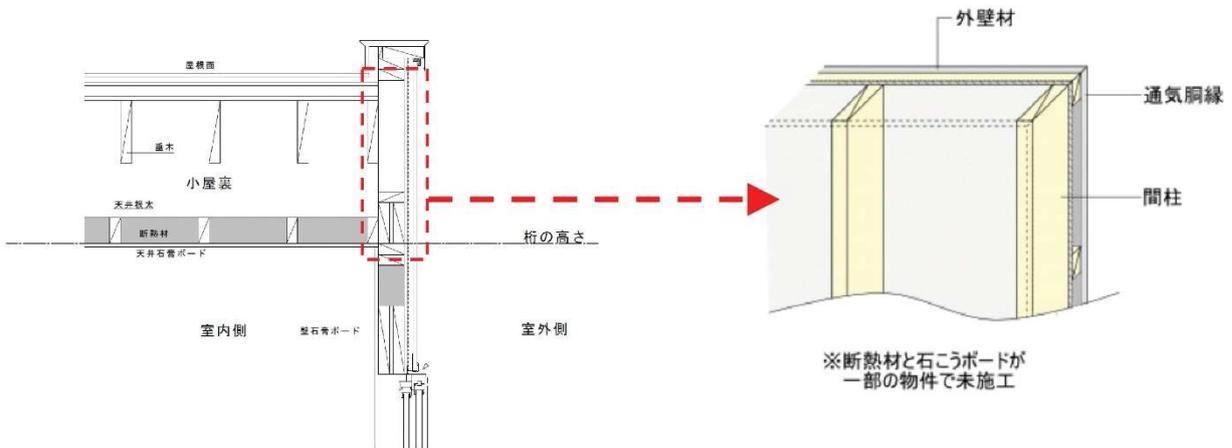
住宅				計
戸建	長屋・共同	併用等 ^{※1}	非住宅 (店舗、事務所等)	
2,110	47	3	17	2,177

※1 一の建築物において、店舗・事務所等業務の用に供する非住宅部分と、居住の用に供する住宅部分を有する建築物。

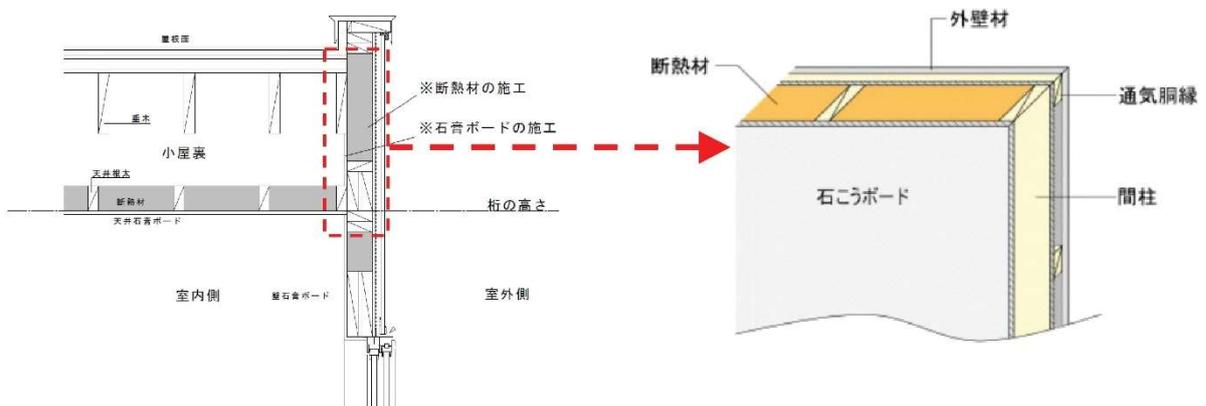
【施工不備の対象範囲】



【確認された施工不備の例】



<大臣認定仕様に不適合な施工内容>



<大臣認定で認められた仕様>